

平成 18 年 12 月 1 日

各県計量証明事業協会（部会）会員各位

日本計量証明事業協会連合会
会長 宮下良雄

拝啓 貴社、益々ご隆昌のことと、お喜び申し上げます。
平素は弊会活動に多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、早速ではございますが、下記により、別添のアンケートを実施させていただくことになりました。
業務ご多忙の中、誠に恐縮ですが、計量証明事業の今後に直接影響のある事項ですので、ご協力方、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 現在、計量法改正の審議の中で、一般計量証明事業者に直接影響する内容が検討されています。その内容は次の 2 点です。

検定受検後の計量証明検査を受けることを要しない期間を 1 年から 2 年に改訂する案が検討されております。

本件については、一般計量証明事業者にとって、むしろ、プラスと見られることから、11 月 28 日（火）の日本計量証明事業協会連合会の平成 18 年度理事会にて賛成する旨、決議されました。

計量証明事業者が行う計量証明の結果は、商取引や地方自治体等が行う行政事務にとり、大変重要なことから、計量証明事業者の信頼性確保をさらに強化する必要がある、そのために、「ISO/IEC17025 適合計量証明事業制度」を制度として導入する。

尚、審議内容の詳細については、当連合会のホームページ（<http://www.nikkeisho.jp>）を参照、または、当連合会事務局までお問合せ下さい。

2. 上記審議内容について、一般計量証明事業者の代表として、本会会長が計量法改正の「計量制度検討小委員会第 3WG」に委員として出席することとなり、業界意向を的確に主張するためには、業界の実態を正確に伝える必要があり、アンケートを実施させていただくことと致しました。

上記状況に対応するため、貴社の計量証明事業の概要と、計量法改正審議内容に対する貴社のご意見を別添にて調査させていただきます。

ご多忙中誠に恐縮ですが、別添アンケートにご記入願ひ平成 19 年 1 月 15 日（月）までに日本計量証明事業協会連合会までファックス又は郵送にてお送り下さいますようお願い申し上げます。以上

アンケートに対するお問合せ

日本計量証明事業協会連合会

住所 〒108-0023 東京都港区芝浦 2-14-9 （海事ビル 3 F）

TEL 03 - 5232 - 9466

FAX 03 - 5476 - 4655

事務局（担当：中村）

アンケート記入用紙

会 社 名	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
ホームページ URL	
代表メールアドレス	
計量証明登録番号	
従 業 員 数	
記 入 担 当 者	

1. 計量証明事業の実態調査

計量証明について

貴社が行った計量証明件数をお答え下さい。

平成 16 年度：

平成 17 年度：

計量証明された、主な被計量物。(括弧内はおよその割合を記入下さい)

- リサイクル品 ()
- 古紙 ()
- スクラップ ()
- 上記以外の産業廃棄物 ()
- 資源料 ()
- 輸出入品等 ()
- その他 ()

計量証明に使用する計量器の種類。(該当するものに保有台数を記入下さい)

- 1. 機械式はかり 大型 (10 トン以上) (台)
- 2. 機械式はかり 中型 (1 トン ~ 10 トン未満) (台)
- 3. 機械式はかり 小型 (1 k g ~ 1 トン未満) (台)
- 4. 機械式はかり 超小型 (1 k g 未満) (台)
- 5. 電気抵抗線式はかり 大型 (10 トン以上) (台)
- 6. 電気抵抗線式はかり 中型 (1 トン ~ 10 トン未満) (台)
- 7. 電気抵抗線式はかり 小型 (1 k g ~ 1 トン未満) (台)
- 8. 電気抵抗線式はかり 超小型 (1 k g 未満) (台)
- 9. その他 ()

計量証明には計量証明検査が必要ですが、依頼先をお尋ねします。(で囲んで下さい：複数回答可)

1. 計量検定所
2. 指定証明検査機関(多くの場合、各県の計量協会)
3. 計量士による代検査
4. 適正計量管理事業所として自社で行っている

計量士による代検査と答えた方に、その理由をお伺いします。(で囲んで下さい)

1. はかりの修理と一緒にしている
2. 休日の対応が可能である為
3. その他()

一般計量証明事業者として登録している理由をお伺いします。

1. 証明事業として収入を得るため
2. 自治体等の入札に必要
3. 計量結果に対して信頼性がアピールできる
4. その他(具体的に記入下さい:)

計量証明事業の収入は貴社の売上にどの程度の割合を占めていますか。

1. 殆どが計量証明事業の売上
2. 計量証明事業の売上は殆どない
3. 計量証明事業の売上が5割以上
4. 計量証明事業の売上が5割未満

貴社の信頼性向上に向けた取組みについてお伺い致します。(で囲んで下さい)

1. ISO9000(取得済み、検討中)
2. ISO14000(取得済み、検討中)
3. ISO17025(取得済み、検討中)
4. その他のISO規格(具体的に:)
5. 計量士(いる、いない)
6. 計量方法に関する事業規定以外のマニュアルを装備している

2. 計量法改正の向けての意向調査

現行法では検定受検後の計量証明検査を受けることを要しない期間を1年とされています。これを2年に改訂する案が検討されておりますが、これについてどのように思われますか。

本件については、一般計量証明事業者にとって、むしろ、プラスと見られることから、11月28日(火)の日本計量証明事業協会連合会の平成18年度理事会にて賛成する旨、決議されました。

1. 賛成である
 2. 反対である
- 理由()

計量証明事業者が行う計量証明の結果は、商取引や地方自治体等が行う行政事務にとり大変重要なことから、計量証明事業者の信頼性確保をさらに強化する必要がある、そのために、「ISO/IEC17025 適合計量証明事業制度」を制度として導入する意向がありますがこれについてどのように思われますか。

- 1．賛成である
- 2．反対である
反対の理由（

制度が導入された場合の貴社の対応をお伺い致します。

- 1．適合計量証明事業者の認定を受ける
- 2．適合計量証明事業者の認定は受けない
- 3．一般計量証明事業者の登録は継続する
- 4．一般計量証明事業者の登録は止める

意見：

適合計量証明事業制度に代わるものとして、業界が自主的に規定を作ることも考えられますが、そのことについてお伺い致します。

- 1．自主規定の制定を希望する
- 2．自主規定の制定を希望しない

意見：

3．日本計量証明事業協会連合会にご意見がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

お問合せ先

日本計量証明事業協会連合会

住所 〒108-0023 東京都港区芝浦 2-14-9 (海事ビル3F)

TEL 03 - 5232 - 9466

FAX 03 - 5476 - 4655

事務局(担当：中村)